▲5Gサービス契約約款

第1章 約		
第]	上条 約款の適	f用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2	2条 約款の変	'更 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3	3条 用語の定	·義 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第4	1条 営業区域	ξ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2章 付	寸加機能 · · · ·	
第5	5条 付加機能	その提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 和	引用中止等 …	
第6	3条 利用中止	
第7	7条 利用停止	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第4章 通	通信 · · · · · · · ·	{
第1節	通信の種類等	£ {
第8	3条 通信の種	類等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第9		線との間の通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第1		5点との間の通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節		限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1		の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第1]断 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 10
第1]等の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・10
第3節)測定 · · · · · · · · · · · · · · · · 10
]等の測定等・・・・・・・・・10
第5章 米		
第1節		
第1		
第2節		義務 · · · · · · · · · · · · · 11
第1)支払義務 ・・・・・・・・・・・11
第3節		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1		復旧 · · · · · · · · · · · · 12
		限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第2		
		号通知等 · · · · · · · · 14
第2		8の送出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第2	3条 位置の測	定に係るアシスト情報の受信・・・・・・・・・・・14
第2		る契約者の義務・・・・・・・・・・・・15
第2		景示
第2		性する国際電話サービスに係る契約の締結等・・・・・・・16
第2		'トローミングの利用等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2		アクセスサービスの利用等・・・・・・・・・・・・17
第2	9条 契約者確	認

第30条	サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知	17
第31条	合意管轄 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17
第32条	準拠法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
第33条	5 G サービスの廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第9章 その他	2のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第34条	相互接続番号案内 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
第35条	番号案内料等の支払義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第36条	時報サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ドコモCS(以下「当社」といいます。)は、この5Gサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより当社が別途定める「モバイルレンタルサービス規約(スマートフォン・タブレット・Wi-Fiルーター・カードケータイ)」(以下「本規約」といいます。)で定めるスマートフォン等レンタルサービスのうち5Gサービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、民法(明治29年法律第89号)第548条の4の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、約款の変更をすることにより、変更後の約款の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく契約の内容を変更することができるものとします。この場合において、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
 - (1) 約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、並びに変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
 - (3) 当社に5Gサービスに係る電気通信役務を提供する電気通信事業者(以下「当社関連電気通信事業者」といいます。)が電気通信役務提供契約約款を変更したとき。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施 行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う ときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明 します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、 約款に定めのない用語の意味は、本規約に定める用語の意味に従うものとします。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的 設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モバイルマルチメ ディア通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDM A方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うため の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を 接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交 換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じと します。)
4 5 G サービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信 サービスであって、対象スマートフォン等機器(本規約 で定めるものを指します。以下同じとします。)のうち 当社所定のものにより利用することが可能なもの

5 スマートフォン等 レンタルサービス	本規約で定めるスマートフォン等レンタルサービス
6 当社サービス取扱 所	スマートフォン等レンタルサービスに関する業務を行う 当社の事業所
7 スマートフォン等 レンタルサービス契 約	当社からスマートフォン等レンタルサービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とスマートフォン等レンタルサービス契約を締結している者のうち、5Gサービスを利用する者
9 移動無線装置	携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
10 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当 社の電気通信設備
11 契約者回線	スマートフォン等レンタルサービス契約に基づいて無線 基地局設備と当社が指定する移動無線装置との間に設定 される電気通信回線
12 UIMカード	5 Gサービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、e S I Mカード以外のもの
13 e S I Mカード	5 Gサービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
14 内蔵型 e S I M	5 Gサービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域 (e S I Mカードを除きます。) であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、 1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の 構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建 物内であるもの
16 相互接続点	当社関連電気通信事業者と当社関連電気通信事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(事業法第33条及び第34条の規定に基づき当社関連電気通信事業者が当社関連電気通信事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接

		続点
17	協定事業者	当社関連電気通信事業者と相互接続協定を締結している 電気通信事業者
18	相互接続通信	相互接続点との間の通信
19	契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社関連電気通信事業者の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社関連電気通信事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
20	他社契約者回線	(1)協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線(協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。) (2)協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線(協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)
21	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(営業区域)

第4条 5 Gサービスの営業区域は、別表1に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、5Gサービスを利用することができない場合があります。

第2章 付加機能

(付加機能の提供)

- **第5条** 当社は、契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する 付加機能を提供します。この場合において、付加機能の提供条件については、当 社が別に定めるところによります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、スマートフォン等レンタルサービス契約の 申込みの際に、別表 2 に規定するspモード機能の請求があったものとみなして取 り扱います。
- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務 の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する各々の付加機能について、一部 を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当 社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契 約者へ周知します。
- 4 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは 全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いま せん。

第3章 利用中止等

(利用中止)

- **第6条** 当社は、次の場合には、5Gサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第11条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 第18条(修理又は復旧)の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定により 5 Gサービスの利用を中止するときは、あらかじめ そのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第7条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間(5 Gサービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった5Gサービスに係る料金若しくは延滞利息等の料金以外の債務をいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5Gサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支 払期日を経過した後、当社サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所 に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事 実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。
 - (2) スマートフォン等レンタルサービス契約の申込みに当たって当社所定の書面 に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 当社に対して事実に反する内容の届出又は通知をしたことが判明したとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のレンタルサービスに関する料金その他の債務(当該契約約款又は規約の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 第24条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (6) 契約者回線に、当社が認めた対象スマートフォン等機器以外の端末設備又は 電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (7) 第29条(契約者確認)の規定に違反したとき。
 - (8) 警察機関が5Gサービスを用いた犯罪を防止するために契約者回線の利用を 停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対してその 契約者回線に係る5Gサービスの利用を停止する要請があったとき。
- 2 当社は、前項第1号から第6号又は第8号の規定により5Gサービスの利用停止をするときは、当社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求 書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

3 当社は、第1項第7号の規定により5Gサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は当社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第4章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第8条 通信には、次の種類があります。

種類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
データ通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通 信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含み ます。)を行うためのもの
ビデオ通信モード	通話モードによる通信と同時に、パケット交換方式により、符号その他の影像の伝送を行うためのもの(当社が 定める地域で行うものに限ります。)

- 2 ビデオ通信モードによる通信は、当社が定める地域に限り行うことができます。
- 3 前2項の規定によるほか、契約者は、当社関連電気通信事業者とエリアメール の送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める 方法により制御信号を利用して受信することができます。
- 4 前項に規定する災害等の情報は、第7条(利用停止)の規定にかかわらず、利 用停止されている場合であっても受信することができます。
 - (注)通信のふくそうの状況により、一定期間内においてその契約者回線から行ったデータ通信モードによる通信に係るデータ量に応じてデータ通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(契約者回線との間の通信)

第9条 5 Gサービスの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

- 第10条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社関連電気通信事業者が別に定めた通信に限り行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 特定接続事業者の相互接続点との間の通信において、相互接続協定等に基づき 当社関連電気通信事業者が別に定めたデータ量を超える通信があったときは、そ の通信の利用を中止する措置をとることがあります。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第11条 5 Gサービス、4 Gサービス及び3 Gサービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれ

がある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 4 (通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供している 5 G サービス (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

- 2 前項に規定する通信利用の制限に伴う通信の優先的取扱いは、別表4に掲げる 機関に提供している5Gサービスに限り行うものとし、その取扱いを行う5Gサ ービスの数は、当社が定める方法により算定する数以内とします。
- 3 当社は、契約者から通信の優先的取扱いを廃止する申出があった場合のほか、 次のいずれかに該当するときは、その5Gサービスに係る通信の優先的取扱いを 廃止します。
 - (1) 通信の優先的取扱いを受ける契約者が、別表4に掲げる機関に該当しなくなったとき。
 - (2) 通信の優先的取扱いを受ける5Gサービスの利用状況が、著しく不適当であると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、電子メール(インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下この条において同じとします。)の受信に関して、次の措置をとることがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に電子メールの受信を制限する措置
 - (2) 多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子 メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合 において、その電子メールの受信を拒否する措置
- 5 当社は、前4項の規定によるほか、5Gサービスの通信に関して、次の措置を とることがあります。
 - (1) 当社が電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあるソフトウェア又は通信プロトコルとして当社関連電気通信事業者のインターネットホームページ上で定めるものを利用して行う通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信を制限し、又は中止する措置
 - (2) 一定時間内に機械的又は連続的に大量又は多数の通信があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあると当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限し、又は中止する措置
 - (3) 一定期間内に機械的又は連続的に長時間の通信があり、それにより電気通信 サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあると当社が認めた場合におい て、その契約者回線からの通信の利用を制限し、又は中止する措置
 - (4) セッションの設定が5Gサービスの一般的な利用と比較して著しく長時間に わたって継続され、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じる おそれがあると当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用 を制限し、又は中止する措置
 - (5) 同一セッション内に機械的又は連続的に大量の通信があり、それにより電気 通信サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあると当社が認めた場合に おいて、その契約者回線からの通信の利用を制限し、又は中止する措置
 - (6) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限 する措置
 - (7) 5 G サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じたと当社が認める場合において、

その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

- 6 当社は、前5項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。
- 7 当社は、本条に規定する通信の制限又は中止のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。
- (注) 通話モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。以下「対象音声通信」といいます。) は、通信のふくそう状況によって、対象音声通信以外の通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

(通信の切断)

- **第12条** 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断する ことがあります。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、対象音声通信について、その契約者回線からの通信の利用が、当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第13条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間等の測定

(通信時間等の測定等)

- 第14条 通話モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる 状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタン を押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第12条 (通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社又は当社関連電気通信事業者の機器(相互接続通信の 場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。
- 2 データ通信モードに係る課金対象データ(契約者回線との間において伝送されるデータ(制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)の情報量は、当社又は当社関連電気通信事業者の機器により測定します。
- 3 データ通信モードに係る課金対象データ量については、前項の規定により測定した情報量を、1の契約者回線ごとにそれぞれの1料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)における総情報量について、1,024バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。
- 4 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社又は当社関連電気通信事業者の機器により測定します。
- 5 ビデオ通信モードに係る課金対象データの情報量は、その通信をデータ通信モードによる通信とみなして第2項及び第3項の規定を適用します。

第5章 料金 第1節 料金

(料金)

- 第15条 当社が提供する5Gサービスの料金は、通信料に関する料金とし、当社のインターネットホームページに掲載する料金表(以下「料金表」といいます。)に定めるところによります。
- 2 第27条 (国際アウトローミングの利用等) に規定する国際アウトローミングの 利用に係る料金は、国際アウトローミング利用料とし、料金表に定めるところに よります。

第2節 料金等の支払義務

(通信料の支払義務)

第16条 契約者は、次の通信について、第14条(通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区別	支払いを要する者
1 2及び3以外の通信 契約者回線から行った通信(その 契約者回線の契約者以外の者が行っ た通信を含みます。以下この表にお いて同じとします。)	その契約者回線の契約者
2 データ通信モードによる通信(1) 契約者回線から行った通信(2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者
3 ビデオ通信モード(1)契約者回線から行った通信(2)契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者

2 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。) は、通信に関する料金について、当社又は当社関連電気通信事業者の機器の故障 等により正しく算定することができなかった場合は、合理的な方法により算定し た料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契 約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第3節 延滞利息

(延滞利息)

第17条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を 経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日まで の日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払ってい ただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この 限りでありません。

第6章 保守

(修理又は復旧)

第18条 当社は、5Gサービスに係る電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、 速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第11条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

- 第19条 当社は、5 Gサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき 理由によりその提供をしなかったときは、その5 Gサービスが全く利用できない 状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く 利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、5 Gサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5 Gサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
 - (1) 料金表において通信料として規定する料金(5Gサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属するレンタル期間中の1日当たりの平均通信料(実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 当社の故意又は重大な過失により 5 Gサービスの提供をしなかったときは、前 2項の規定は適用しません。
- (注)本条第2項第1号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、5Gサービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第20条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、当社はその責任を負いません。

第8章 雑則

(発信者番号通知等)

第21条 契約者回線からの通信(当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しない ことができます。

- 2 契約者回線への通信(当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 3 当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 4 契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信(通話モードによる通信に限ります。)について、その通信の日時等に関する情報の通知(以下この条において「着信通知」といいます。)を受けることができます。
- 5 着信通知は、ショートメッセージ通信モードにより行います。
- 6 着信通知に係る通信の日時等に関する情報の数その他の提供条件については、 当社が別に定めるところによります。
- (注)本条第1項に規定する当社が別に定める方法は、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルする等の方法とし、その通信の接続先が110番、118番又は 119番をダイヤルすることにより警察機関(海上保安機関を含みます。)又は消防機関へ接続される通信(以下「緊急通報」といいます。)と、それ以外とで方法が異なります。

ただし、その緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合は、契約者識別番号が通知されます。

(位置情報の送出)

第22条 当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報 (当社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含み ます。以下、この条において同じとします。)を、その緊急通報に係る機関へ送出 します。

ただし、緊急通報に係る機関で、その情報を受信できないときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

- **第23条** 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。
- 2 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。
- 3 当社は、位置の測定に係るアシスト情報の受信に関する損害については、第19 条 (責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うもの とし、その他の損害については責任を負いません。

(利用に係る契約者の義務)

- 第24条 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) UIMカード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出しし、 変更し、又は消去しないこと。
 - (3) 故意に多数の不完了呼(通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。)を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じ させるおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) 第11条(通信利用の制限)第5項第1号から第5号までに掲げる通信を行わないこと、その他5Gサービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用により電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (6) その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと。
 - (7) 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ないこと。
 - (8) 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと。
 - (9) 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと。
 - (10) 当社が別に定める基準に適合しない移動無線装置により、エミュレーション機能(移動無線装置に接続した端末設備等により、その移動無線装置を操作できる機能をいいます。)を利用してデータ通信モードによる通信を行わないこと。
 - (11) 電子メールの送信は当社が別に定める方法により行うこと。
- 2 当社は、電子メールの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、前項第11号の規定に違反したものとして取り扱います。
 - (1) 広告又は宣伝の手段として送信する電子メールについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
 - (2) 当社が大量と認める電子メールを実在しないメールアドレスへ送信する行為
 - (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に 反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、電子メール を利用して送信する行為
 - (4) 電子メールの受信者が、架空請求等の犯罪にあたるもの、犯罪行為を誘発する恐れがあるもの又は電子メールの利用を著しく妨げるものと認める電子メールを送信する行為
 - (5) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)又は特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の規定に違反して電子メールを送信する行為
- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他の5Gサービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第11号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 4 第1項第11号及び前2項の規定は、ショートメッセージ通信モードにより行う 文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに+メッセージ(+メッセ

- ージ利用規約に規定するものをいいます。以下同じとします。) の送信について準用します。
- 5 当社は、契約者以外の者による 5 Gサービスの利用において前 4 項の規定に反する事由が生じた場合、その契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。

(約款の掲示)

第25条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

- 第26条 スマートフォン等レンタルサービス契約(本規約に基づき海外発信又は海外レンタルのオプションサービスの利用を認められたものに限ります。)の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したこととなります。
- 2 前項の規定により国際電話契約を締結した契約者は、当社が提供する国際電話 サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基 づいて、その料金の支払いを要することとなります。

(国際アウトローミングの利用等)

- 第27条 契約者は、別表2 (付加機能)に規定する国際ローミング機能(UIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その5 Gの契約者回線に着信(通話モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。)があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。以下同じとします。)の提供を受けているときは、国際アウトローミング(当社が別に定める外国の電気通信事業者が、UIMカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 契約者は、前項の規定により国際アウトローミングを利用したときは、料金表に規定する国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社又は当社関連電気通信事業者の機器により測定します。
- 3 前項の規定によるほか、国際ローミング機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している5Gサービスの契約者回線への通信(当社がその直前に確認できた日本国内の地域にその5Gサービスが在圏するものとみなして取り扱います。)と、その5Gサービスの契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。この場合において、国際ローミング機能に係る料金その他の提供条件は、国際電話サービス(国際電話サービス契約約款に規定するものをいい、国際ローミング機能に係るものに限ります。)の規定に準じて取扱います。
- 4 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務 の遂行上やむを得ない場合は、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業 者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若 しくは全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインタ ーネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 5 当社は、前項の規定により、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業 者の一部を変更又は国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の一部若

しくは全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を 負いません。

(注) 契約者は、国際アウトローミングを契約者以外の者が利用した場合であって も、その利用に係る料金の支払いを要します。

(無線 I Pアクセスサービスの利用等)

- 第28条 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けているとき (当社が別に定める場合を除きます。) は、無線 I Pアクセスサービス (当社の無線 I P通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、spモード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。この場合において、無線 I Pアクセスサービスの料金その他の提供条件については、当社関連電気通信事業者が別に定めるところによります。
- 2 通信の条件、通信利用の制限、利用中止、自営端末設備若しくは自営電気通信 設備への接続及び利用に係る契約者の義務については、当社関連電気通信事業者 の無線 I P通信網サービス契約約款の規定に準じるものとします。
- 3 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、無線 I Pアクセスサービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 4 当社は、前項の規定により、無線 I Pアクセスサービスの一部又は全部を廃止 したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

(契約者確認)

- 第29条 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。)の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。
- 3 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第30条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。)の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

(合意管轄)

第31条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京 地方裁判所又は契約者の住居地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とします。

(準拠法)

第32条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(5 Gサービスの廃止)

- 第33条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び 業務の遂行上やむを得ない場合は、5 Gサービスの一部又は全部を廃止すること があります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲 示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。
- 2 当社は、前項の規定により5Gサービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を契約者へ通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により5Gサービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第9章 その他のサービス

(相互接続番号案内)

- 第34条 契約者は、当社が別に定める協定事業者(以下「番号案内事業者」といいます。)が提供する電話番号等(FOMAの契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。)の案内(以下「相互接続番号案内」といいます。)を利用することができます。
 - (注)本条に規定する番号案内事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(番号案内料等の支払義務等)

第35条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接 続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用し た契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番 号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「番号案内接続通信 料」といいます。)の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 (その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合 合を含みます。)	その契約者回線の契約者

- 2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。
- 3 番号案内料及び番号案内接続通信料(以下「番号案内料等」といいます。)に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

(時報サービス)

第36条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

区	別	内 容	電話番号
時報サー	-ビス	日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス	117

- 2 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。
- 3 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。
- 4 5 Gの契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
- (注)本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。